

## 指定代理納付者の指定

地方自治法第231条の2第6項に基づく指定代理納付者の指定について、青森県病院局財務規程第7条の2の規定により次のとおり公表します。

平成24年1月5日

青森県病院事業管理者 吉田茂昭

- 1 病院名  
青森県立中央病院
- 2 指定代理納付者による代理納付の対象となる収入  
青森県立中央病院に係る青森県病院事業条例第2条別表に定める使用料のうち、青森県病院局財務規程第15条別表第一に定める医業収益に係る使用料
- 3 指定代理納付者の指定を受けた者  
あおぎんディーシーカード株式会社（青森市新町2丁目2番7号）  
三菱UFJニコス株式会社（東京都文京区本郷3丁目33番5号）
- 4 指定代理納付者を指定した者  
青森県知事 三村申吾
- 5 指定代理納付業務開始日  
平成24年2月1日